

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅（低層・中層）における低炭素化（ZEH-M化）促進事業）交付規程

平成31年4月22日北環財第20号
公益財団法人北海道環境財団制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅（低層・中層）における低炭素化（ZEH-M化）促進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅（低層・中層）における低炭素化（ZEH-M化）促進事業）交付要綱（平成30年3月19日付け環地温発第18031930号。以下「交付要綱」という。）及び集合住宅（低層・中層）における低炭素化（ZEH-M化）促進事業実施要領（平成30年3月19日付け環地温発第18031931号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 財団は、補助金の趣旨に則り、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（以下「ZEH-M」という。）となる低・中層集合住宅を新築する事業、ZEH-Mとなる集合住宅に低炭素化に資する素材（CLT：直交集成板）を構造耐力上主要な部分のうち、壁、床、屋根版に使用する事業、ZEH-Mとなる集合住宅に蓄電池を導入する事業（以下補助事業という。）を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
ただし、様式第1交付申請書の別紙による「暴力団排除に関する誓約事項」及び「交付申請に関する誓約書」（以下「誓約事項」という。）に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助金額及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 財団は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 七 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認め

るときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は財団が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときに、財団より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、財団が定める期日までに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第10条 財団は、補助事業者について事業の期間中に、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により管理組合や入居者等に所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による補助事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 財団は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納

付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第13条 財団は、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第14条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第13による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に報告し、その承認を受けなければならない。

(加算金の計算)

第15条 財団は、加算金を徴収する場合、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の

一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(状況の報告)

第17条 補助事業者は、事業完了後2年間、当該補助金により取得した設備及び住宅(以下「取得財産」という。)の性能等に関して、財団が別に指定する定期報告書を提出しなければならない。

(取得財産の管理等)

第18条 補助事業者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。

3 財団は、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

4 財団は、第3項の補助金の返還について、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

第19条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、財団が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(秘密の保持)

第21条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による集合住宅（低層・中層）における低炭素化促進事業）から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）が平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による集合住宅（低層・中層）における低炭素化促進事業）の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において財団が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において継続事業を開始することができる。
- 3 継続事業については、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による集合住宅（低層・中層）における低炭素化促進事業）の交付規程の定めるところによる。ただし、交付規程様式等中「平成30年度」とあるのは「2019年度（平成31年度）」、「一般社団法人低炭素社会創出促進協会」とあるのは「公益財団法人北海道環境財団」と読み替える。

(別表) 平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅(低層・中層)における低炭素化(ZEH-M化)促進事業) 補助対象経費の区分、補助金額及び補助金の上限額

補助対象経費の区分		内容		補助金額及び補助金の上限額
低層・中層 ZEH-M (ゼッチ・マンション)	ZEH-Mの要件を満たす集合住宅	設計費	補助事業の実施に必要な設計、省エネルギー性能の表示に係る経費	定額 (1戸あたり60万円) (平成30年度から継続して実施する事業の場合は1戸あたり70万円)
		設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	
		工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	
	蓄電システム	設備費	蓄電システムの購入経費	初期実効容量1kWhあたり2万円。ただし、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を上限とする。 (平成30年度から継続して実施する事業の場合は初期実効容量1kWhあたり3万円。ただし、補助対象経費の1/3又は30万円のいずれか低い額を上限とする) ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	直交集成板(CLT)	設備費	建築材料の購入に要する経費	1㎡あたり10万円。ただし、上限は1棟あたり1500万円とする。
		工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	

※申請代行手数料及び消費税は、補助対象としない。